

共通端末機器及びプリンター等の借入れについて、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、競争入札参加資格確認申請及び入札を郵便により行うほか、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行います。

令和6年5月14日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

共通端末機器及びプリンター等の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

共通端末機器及びプリンター等 一式（ノート型パソコン500台、乾式カラープリンター9台、乾式モノクロプリンター18台及びプロッター5台。詳細は、仕様書によります。）

3 借入期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 納入場所

奈良市法蓮町757 奈良県水道局総務課ほか

5 入札方法

- (1) 入札は、1か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札は、電子入札システムを利用して行います。詳細は、奈良県会計局総務課の奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイトから確認できます。

ホームページアドレス https://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm

なお、電子入札システムを利用できない場合は、郵便による入札書の提出により入札に参加することができます。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目〇1「賃貸業務」に登録している者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先

〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎4階）

電話番号 0742-20-4621（直通）

- 2 電子入札システムの操作に関する問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

Email sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

受付時間は、月曜日から金曜日まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）の午前9時から午後5時30分までです（正午から午後1時までを除きます。）。

- 3 入札説明書の交付方法等

(1) 交付方法

奈良県会計局総務課の奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイトからダウンロードしてください。ダウンロード時間は、午前6時から午後11時までです。

ホームページアドレス https://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm

(2) 交付期間

令和6年5月14日（火）から同年6月11日（火）

4 入札説明会

実施しません。

5 入札の方法及び開札の場所等

(1) 入札の手続

ア 電子入札システムによる入札

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、入札説明書の6の(1)の(カ)の競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から令和6年6月25日（火）午後8時までの間に電子入札システムサーバへ入札書が到着するように送信しなければなりません。

また、電子入札システムの稼働時間は、月曜日から金曜日まで（休日を除きます。）の午前8時30分から午後8時までです。

イ 郵便による入札

書留郵便に限ります。書留郵便の封筒の表面に「令和6年6月26日開札 共通端末機器及びプリンター等の借入に係る入札書在中」と朱書し、令和6年6月25日（火）までに1に示す場所へ到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合がありますので、初度入札（1回目）に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。詳細は、入札説明書によります。

(2) 開札の場所

1に示す場所

(3) 開札の日時

令和6年6月26日（水）午前9時30分

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和6年6月11日（火）の午後5時までに入札参加資格を証明する書類を1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

ア 提出方法

(ア) 入札を電子入札システムにより行う場合

競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出するとともに、入札説明書の5の(2)で示す提出書類を郵送又は持参により提出してください。

(イ) 入札を郵便により行う場合

競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書の5の(2)で示す提出書類を郵送又は持参により提出してください。

イ 入札参加資格を証明する書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

第4 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県営水道契約規程第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 奈良県営水道契約規程第7条に該当する入札

(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経

済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード(以下「ICカード」といいます。)等を不正に使用して行った入札

- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者の入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

5 契約書作成の要否

要します。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 調達手続の停止等

- (1) この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。
- (2) 電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

8 手続における交渉の有無

無

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結しようとしたとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としようとしていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 予算の減額又は削除に係る契約の解除

- (1) 契約締結後、この調達に係る予算が減額され、又は削除された場合は、契約を変更し、又は解除することがあります。
- (2) (1)によりこの契約を変更し、又は解除したことにより、契約者に損害を与えたときは、契約者は当該損害の賠償を請求することができます。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Subject of bid: Lease computers and printers
- 2 Deadline for bid applications by mail: June 25th, 2024
- 3 Deadline for bid applications by electronic bidding system: 8:00 p.m.,
June 25th, 2024
- 4 Opening time and day of the bid: 9:30 a.m., June 26th, 2024
- 5 Inquiries: General Affairs Division, Waterworks Bureau,
Nara Prefectural Government 4th floor,
Nara General Office Building of Nara Prefectural Government
757 Horen-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8113 Japan
Tel: 0742-20-4621 (direct line)